

人権に基づく COVID-19 復興と 2030 アジェンダに関する会合の予定

2022/01/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は 1 月 18 日に人権と 2030 アジェンダに関する会合を開き、ジェンダーに重点を置き人権に基づく COVID-19 からの復興に関して成功例と勧告を討議する。各国政府・国連機関・市民社会の代表が参加する会合ではペルー首相、国連人権副高等弁務官らが発言し、会合の様子はウェブ中継される予定である。討議は、持続可能な開発目標 5(ジェンダーの平等の達成、全ての女性・少女のエンパワメント)、目標 17(持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化)を中心に行われる。人権理事会は 2020 年 6 月に人権の促進・保護と 2030 アジェンダの実施に関する決議を採択し、2021・2022・2023 年に対話と協力のための会期間会合を 3 回開催することとした。今回は、「持続可能な復興への投資、ジェンダーの平等の促進、パートナーシップの強化—人権に結びついた新たな社会的接触に向けて」をテーマに開かれる 2 回目の会合となる。

普遍的定期的審査作業部会開催の予定

2022/01/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期的審査作業部会第 40 会期が 1 月 24 日～2 月 3 日に開催される。この会期で 2017 年 5 月に始まった国連全加盟国(193 カ国)の 3 巡目の審査が完結することになる。会期ではトーゴ、シリア、アイスランド、ベネズエラ、ジンバブエ、リトアニア、ウガンダ、東ティモール、モルドバ、南スーダン、ハイチ、スーダンの 12 か国の審査が行われる。COVID-19 のために、対面とリモートでの参加を組み合わせた形式がとられ、ジュネーブ国連本部でのサイドイベントの開催はない。会合には人権理事会理事国(47 カ国)から成る作業部会の他、国連機関や非理事国が参加し、12 か国の高官が人権義務・確約の履行努力を説明する。各国に対し、平均およそ 100 か国が発言し、積極的な進展が評価され、課題が明らかにされる。各国の審査に 3 時間半、勧告の採択に 30 分が当てられる。第 40 会期の結果文書は人権理事会第 50 会期で採択される予定である。

ホロコースト犠牲者を想起する国際デーに向けて共同声明

2022/01/26

国連人権高等弁務官事務所

1月27日のホロコースト犠牲者を想起する国際デーに向けて、4名の特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。過去1年で特に懸念されるのは、5月の中東での武力対立以降、ユダヤ人とユダヤ関連施設に対する暴力・差別・ハラスメントの報告が数多くあったことである。中東での紛争はしばしば世界中で反ユダヤの急増を生じさせる。イスラエル政府の行動と政策に対する批判は人権の観点から正当であるが、多くの場合、イスラエルに関するレトリックや発言はそうした批判を超え、シオニズムが本質的に人種主義的イデオロギーと人種的優越であるとの主張であり、シオニズムを支持することは人種差別を支持するのと同じだとする。国際ホロコースト追悼同盟(IHRA)が指摘するように、反ユダヤに関する判断は常に全体の文脈をみて行わなければならない。イスラエル政府の行動に関してユダヤ人に集団的に責任を負わせることは反ユダヤである。

ホロコースト犠牲者を想起する国際デーに向けて高等弁務官の声明

2022/01/26

国連人権高等弁務官事務所

1月27日のホロコースト犠牲者を想起する国際デーに向けて、人権高等弁務官の声明が公表された。内容は以下のとおり。人種主義と外国人排斥が急増している。ユダヤ関連施設に対する攻撃や反ユダヤの事件が多くの国で報告されている。憎悪と闘い、真実のために立ち上がる必要がある。ホロコーストを追悼することはそのために不可欠である。殺害された人々とサバイバーの人々のトラウマと苦勞に敬意を払うことは彼らに尊厳と正義をもたらす。歴史の記録を守り、歴史の歪曲と闘うことはそのために不可欠である。私の希望は今年の国際デーが分断に挑み闘う行為を促すものになることである。我々は、オンライン上を含めた虚偽と憎悪の扇動と闘わなければならない。政府とソーシャルメディアプラットフォームはこれに関して特別な責任を有する。犠牲者を想起する行為は、癒やしと団結をもたらし、我々が尊厳と権利において平等であることを実現するものである。

ハンセン病患者に対する法律上の差別撤廃を求める声明

2022/01/28

国連人権高等弁務官事務所

1月30日の世界ハンセン病の日に向けて、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。世界にはハンセン病患者・回復者に差別的な法律が100以上存在する。今こそ関係国はこうした法律を維持するか、直ちに撤廃するか選択すべきである。ハンセン病を理由にした離婚を認める法律の存在そのものが、女性の治療や裁判へのアクセスを阻み、女性に破壊的影響を与える。差別的な法律はハンセン病患者・回復者の生活を脅かし、政治的・市民的参加から排除し、政府がこの周縁化された集団を無視することを助長する。法律上の差別的枠組みの原因は、近代医療がハンセン病を間違って感染力の強い疾病であるとしたことに関連する。今日、ハンセン病は多剤併用によって完治可能であり、過去20年間に1,600万人以上が治療されている。しかし、差別的な法律の多くは1950年代の治療法発見後に制定され、21世紀初頭に制定された法律さえある。

子どもの権利委員会開催の予定

2022/01/28

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が1月31日～2月11日に開催される。会期中にはマダガスカルとオランダの状況が審査される。子どもの権利条約の締約国と選択議定書の締約国は、条約、選択議定書、委員会の前回の勧告の実施状況について、委員会の定期的審査を受けなければならない。委員会はすでにこの2か国の報告書とNGOからの情報を受理しており、会合では政府の高官と広範な問題を討議する。今会期は、ジュネーブ国連本部で参加する委員とZoomで参加する政府代表とのハイブリッド形式で行われ、公の討論は中継される(UN Web TV)。子どもの権利委員会は、子どもの権利条約(現締約国196か国)と、武力紛争への子どもの関与、子どもの売買・買売春・ポルノに関する選択議定書の各国の遵守を監視する機関である。世界中から選出された18名の独立専門家から成り、彼らは政府の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。